

部会長及び会長職務代理者の互選について

岩手県医療審議会会長から、医療計画部会の委員を指名されたところですが、医療法第5条の21第5項の規定に基づき、医療審議会と同様に、**会長及び会長職務代理者について、委員の互選による選出**が必要となっています。
については、下記により互選をお願いします。

1 会長及び会長職務代理者の互選について

令和2年10月の改選後、初の医療計画部会開催となることから、医療法第5条の21第5項の規定に基づき、**会長及び会長職務代理者について、委員の互選による選出が必要**となっているもの。

2 互選の方法について

会長及び会長職務代理者の推薦について、別紙様式に記載頂き、事務局あて返送願います。（期限：令和3年1月13日（水））

※ 他の議事等に関する意見と同時にお送りいただいで構いません。

【参考】前任期における選出の状況（平成30年10月1日～令和2年9月30日）

部会長 : 岩手県医師会 副会長 滝田 研司 委員

部会長職務代理者: 岩手県歯科医師会 会長 佐藤 保 委員

3 今後のスケジュールについて（予定）

～1月13日（水） 会長・会長職務代理者の互選

1月14日（木）～1月下旬 会長・会長職務代理者の決定

※ 書面により結果を回答する予定です。